

2026 年 9 月 7 日

株 主 各 位

東京都千代田区神田神保町一丁目 6 番地 1
パスロジ株式会社
代表取締役社長 小川秀治

第 27 回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第 27 回 定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第 325 条の 3 の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえご確認くださいませようお願い申し上げます。



●当社ウェブサイト：<https://www.passlogy.com/ir>

電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR 情報」を選択のうえ、株主総会招集通知ページに掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申し上げます。

●東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）：

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、議決権の行使をお願い申し上げます。各議案の内容は、同封の株主総会参考書類並びに当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイト上の「第 27 回 定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載のとおりでございますので、同書類をご検討くださいますして、後述のご案内に従って 2026 年 9 月 28 日（月曜日）午後 6 時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026 年 9 月 29 日（火曜日）午後 2 時 30 分
2. 場 所 東京都千代田区神田神保町一丁目 6 番地 1 タキイ東京ビル 7 階 当社会議室
3. 目的事項
 - ・ 報告事項
 - 第 27 期（2025 年 7 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日まで）事業報告の内容報告の件
 - 第 27 期（2025 年 7 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日まで）計算書類の内容報告の件
 - ・ 決議事項
 - 第 1 号議案 剰余金処分の件
 - 第 2 号議案 定款一部変更の件
 - 第 3 号議案 取締役（監査等委員でない取締役）5 名選任の件
4. 議決権の行使についてのご案内
 - 同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026 年 9 月 28 日（月曜日）午後 6 時までに到着するようご返送ください。各議案につき賛否が表示されていない場合には、会社提案につき賛成としてお取扱いいたします。

以 上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

○電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.passlogy.com/ir>）及び東京証券取引所ウェブサイト（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）において、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

1. 議案に関する参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針のひとつとして位置づけており、財務体質の強化と将来の事業展開に備えた内部留保の充実を図りながら、安定的に配当を継続することを基本方針としております。この方針に基づき、当期の期末配当につきましては次のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株当たり金 17 円

総額 33,833,400 円を利益剰余金から配当いたします。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2026 年 9 月 30 日

第2号議案 定款一部変更の件

当社は、今後の事業展開及び事業領域の拡大に備え、現行定款第2条（目的）に新たな事業目的を追加いたしたいと存じます。

また、今後の事業拡大に伴う経営体制の強化に加え、経営トップの役割分担の明確化によるコーポレート・ガバナンスの更なる強化を図るため、役付取締役として新たに「会長」を新設し、代表取締役を複数名選定できるよう、現行定款第22条（代表取締役及び役付取締役）の一部を変更いたしたいと存じます。

定款変更の内容は別紙「現行定款・変更定款案 新旧対照表」のとおりであります。

第3号議案 取締役（監査等委員でない取締役）5名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員でない取締役全員（4名）が任期満了となります。つきましては、経営体制の更なる強化および事業推進力の向上を図るため、新たに1名（土岐典広氏）を増員し、監査等委員でない取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討いたしました結果、すべての候補者について適任であるとの意見を得ております。

監査等委員でない取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号 【区分】	氏名 ふりがな (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況ならびに 当社における地位及び担当	所有する 当社の株式数
1 【再任】	小川 秀治 おがわ ひではる (1964年10月24日)	1997年7月 壱四四テクノロジー株式会社 代表取締役就任 1998年8月 株式会社壱四四倶楽部設立 代表取締役就任 2000年2月 当社設立 代表取締役社長就任（現任）	1,321,800株
2 【再任】	光野 元彦 みつ もとひこ (1972年1月13日)	2001年2月 当社入社 2015年12月 当社取締役就任（現任） 2020年10月 当社管理部長就任	8,400株

3 【再任】	鈴木 健夫 すずき たけお (1962年 8 月17日)	1985年 4 月 日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社入社 1998年 2 月 EMCジャパン株式会社入社 2018年11月 当社入社 2020年10月 当社技術部長就任 2022年 9 月 当社取締役就任（現任）	—
4 【新任】	土岐 典広 とき のりひろ (1974年 2 月26日)	1996年 4 月 劑盛堂薬品株式会社入社 1999年12月 独立行政法人国際協力機構（JICA） 青年海外協力隊員 2003年12月 株式会社鍵屋入社 2007年 7 月 株式会社俄入社 2011年 6 月 同社 経営企画室課長就任 2016年 4 月 独立行政法人国際協力機構（JICA） 民間連携専門家等として中国および ウズベキスタン共和国へ派遣 2023年 9 月 当社入社 2023年11月 当社市場戦略部長就任（現任）	—
5 【再任】 【社外】	石井 裕一郎 いしい ゆういちろう (1967年 8 月 5 日)	1997年 4 月 弁理士登録 1999年 5 月 芦田・木村国際特許事務所入所（現任） 2001年12月 当社社外取締役就任（現任）	43,000株

- （注） 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 鈴木健夫氏および土岐典広氏は、選任後も引き続き使用人を兼務する予定であります。
3. 石井裕一郎氏は社外取締役候補者であります。
4. 石井裕一郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって 24 年となります。
5. 石井裕一郎氏は、弁理士として、知的財産権に関する豊富な実務経験と高度な IT 系の技術知見を有していることから、これらの経験及び知見に基づく客観的な視点から、当社の監督及び経営全般の助言をいただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 当社は、石井裕一郎氏との間で、会社法第 427 条第 1 項の規定及び当社定款に基づき、同法第 423 条第 1 項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が再任された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

以 上

(別紙)

現行定款・変更定款案 新旧対照表

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商号)	(商号)
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. インターネットを利用した各種情報提供サービス業	1. インターネットを利用した各種情報提供サービス業
2. 経営一般に関するコンサルタント業	2. 経営一般に関するコンサルタント業
3. 市場調査業務の企画・実施及びそのコンサルタント業	3. 市場調査業務の企画・実施及びそのコンサルタント業
4. コンピュータに関するハードウェア・ソフトウェアの輸出入	4. コンピュータに関するハードウェア・ソフトウェアの輸出入
5. コンピュータに関するハードウェア・ソフトウェアの開発、製造、販売、リースならびに保守サービス	5. コンピュータに関するハードウェア・ソフトウェアの開発、製造、販売、リースならびに保守サービス
6. 上記4、5に関する調査分析ならびにコンサルタント業	6. 上記4、5に関する調査分析ならびにコンサルタント業
7. インターネットの接続業	7. インターネットの接続業
8. インターネットに関する技術指導ならびにコンサルタント業	8. インターネットに関する技術指導ならびにコンサルタント業
9. 各種出版物の企画、制作、翻訳、発行ならびに販売	9. 各種出版物の企画、制作、翻訳、発行ならびに販売
10. 各種講演会、その他催物の企画、制作、運営	10. 各種講演会、その他催物の企画、制作、運営
<新設>	11. <u>保養所、宿泊施設及びイベントスペース等の各種施設の経営ならびに運営</u>
11. 上記各号に関する一切の付帯業務	12. 上記各号に関する一切の付帯業務
第 3 条～第21条 (条文省略)	第 3 条～第21条 (現行どおり)
(代表取締役及び役付取締役)	(代表取締役及び役付取締役)
第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。	第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名を定めることができる。	2. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から <u>取締役会長及び取締役社長各1名</u> を定めることができる。
第23条～第34条 (条文省略)	第23条～第34条 (現行どおり)
(監査等委員会の議事録)	(監査等委員会の議事録)
第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。	第35条 監査等委員会における議事の経過の要領 <u>及びその結果</u> ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。
第36条～第37条 (条文省略)	第36条～第37条 (現行どおり)
(報酬等)	(報酬等)
第38条 会計監査人の報酬等については、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。	第38条 会計監査人の報酬等については、代表取締役 <u>社長</u> が監査等委員会の同意を得て定める。
第39条～第43条 (条文省略)	第39条～第43条 (現行どおり)
附 則 (条文省略)	附 則 (現行どおり)

事業報告

(2025年7月1日から2026年6月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度(2025年7月1日から2026年6月30日)における国内経済は、企業の設備投資の回復やインバウンド需要の定着等を背景に、緩やかな回復基調が続きました。一方で、エネルギー価格や原材料価格の高止まり、為替の変動による物価高の継続、さらには緊迫する地政学的リスクの影響等により、景気の先行きには依然として不透明感が残る状況となりました。

当社が属するITセキュリティ業界におきましては、生成AIを利用したフィッシング詐欺や標的型攻撃によって、ランサムウェア(注1)をはじめとする高度なマルウェアを標的システムへ侵入させる手法など、AI技術の進化に伴いサイバー攻撃が飛躍的に高度化・巧妙化しており、ITセキュリティ上の脅威が深刻化しております。この状況に対応すべく、政府および民間企業におけるITセキュリティ対策の強化や、安全な認証基盤に対する需要は引き続き高い水準で推移いたしました。

このような事業環境のもと、当社におきましては主力製品である法人向け認証セキュリティソリューション「PassLogic(パスロジック)」において、多様な認証方式を組み合わせた高水準な多要素認証(注2)の提案活動に注力してまいりました。販売代理店およびパートナー企業との連携強化による新規チャネルの開拓を推進したほか、通信・サービス事業者向けライセンスの提供やクラウド版の販売、既存顧客へのサポート体制の拡充を通じた利用継続および契約規模の拡大に向けた施策に努めてまいりました。

しかしながら、当事業年度の業績におきましては、PassLogicのパッケージソフトウェア販売において、新規・追加案件の受注が想定を下回る結果となりました。これは、期中に受注を見込んでいた一部案件において顧客側の導入時期延期やプロジェクト中止、利用規模縮小等により当期中の売上計上に至らなかったことに加え、一部既存契約におけるサブスクリプション契約の終了や契約ID数の減少が生じたことによるものです。通信・サービス事業者向けライセンスやクラウド版の販売、既存顧客への保守サポート等は概ね堅調に推移したものの、パッケージソフトウェア販売における想定に対する不足分を補うには至りませんでした。

以上の結果、当事業年度の売上高は306,273千円(前事業年度比9.6%減)、営業損失は104,537千円(前事業年度は営業損失39,885千円)、経常損失は94,885千円(前事業年度は経常損失22,890千円)となりました。なお、当期純利益につきましては、投資有価証券売却に伴う特別利益190,565千円を計上したことにより、68,624千円(前事業年度比104.5%増)となりました。

なお、当社の事業セグメントは、自社製品開発事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(注1) ランサムウェアとは、企業や官公庁、自治体、病院等の業務システムに侵入し、情報資産を暗号化して利用不可能な状態にしたうえで、それを復元することと引き換えに金銭等を要求するソフトウェア、又はこういったソフトウェアを利用した攻撃のことをいいます。

(注2) 「知識」、「所有物」、「生体」の認証要素のうち、複数の認証要素を使って認証する方式です。1要素のみで認証するよりも不正アクセスが起こりにくいとされております。

(2) 設備投資等の状況

茨城県鹿嶋市の鹿島神宮に隣接した土地において建設を進めてまいりました従業員の福利厚生等に利用する施設につきましては、2026年3月に竣工いたしました。

当事業年度において実施した設備投資等の総額は100,799千円であります。その内訳は、主に市場販売目的のソフトウェアの制作費及び上記施設の建設費であります。

なお、当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント別の表記は省略しております。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡等

特記すべき事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社は、「誰もが自由に発信できる安心・安全な社会を創る」をミッションとし、強固なプライバシー保護の技術を基本とした信頼性の高いサービスの開発・提供を通じて、社会に貢献することを活動目標としております。

当社の事業におきましては、収益の主力を担う業務システム向け本人認証システム「PassLogic」の展開を着実に進めるとともに、新たな成長の柱として次世代統合 ID プラットフォーム「4Login」の事業化を積極的に進めております。これらは本人認証を基本としたサービスであるため、企業や団体、個人における IT 利用の普及や技術革新、ハイブリッドワークをはじめとした生活・業務形態の変化が当社の業績に大きく影響します。

今後の国内 IT 市場及び IT セキュリティ業界の動向といたしましては、社会全体のデジタル化や生成 AI 技術の浸透により、ビジネスシーンのみならず個人の暮らしにおいても各種 Web サービスやオンライン手続きの活用が日常化しております。これに伴い、ID 情報の窃取や不正アクセスといったサイバー攻撃の脅威は身近になるとともに巧妙化しており、利便性と高度な安全性を両立する強固な本人認証の必要性がこれまで以上に増すものと考えております。

このような業界動向を踏まえ、当社が製品の開発・提供にあたって認識している経営上の重要課題は以下のとおりであります。

①技術革新への対応

当社の属する IT セキュリティ業界は技術革新の進捗が早く、革新的な製品の出現により、業界標準や顧客需要、使用環境の急激な変化が起こる可能性を常にはらんでおります。近年では「生成 AI」や大規模言語モデル（LLM）の急速な進化や普及に伴い、社会構造や業務形態が大きく変化する一方で、サイバー攻撃の手口も巧妙化しております。このような事業環境の中、当社が継続的に事業規模を拡大させていくためには、先端技術の情報収集及び製品への反映を積極的に進めていく必要があります。

当社はこれらの顧客需要や、課題に対応できる体制を継続的に整えてまいります。

②人材の確保・育成

当社が今後成長するにあたっては、事業拡大や研究開発を進めるための優秀な人材の確保と育成が重要な課題だと認識しております。

IT 業界における技術者の人材不足も顕在化する中、技術職・営業職を中心に優秀な人材の採用を積極的に進めてまいります。併せて、既存の技術者を育成することによる全体の技術レベルの底上げや、生成 AI の活用による業務効率化にも引き続き取り組んでまいります。

また当社は、従業員のワークライフバランス及び社内コミュニケーションを重視し、残業削減や有給休暇取得率の向上への取り組み、業務内容や状況に応じたテレワーク制度の適切な運用、オフィスの設備・機能の充実化、保養所の整備や懇親会の開催をはじめとする福利厚生の拡充等、従業員が能力を最大限に発揮できるよう、勤務体制・組織体制の改善に注力しております。

③資金の確保

当社が今後成長するにあたっては、安定的な資金調達が重要な課題だと認識しております。

金利環境や資本市場の動向を踏まえ、銀行借入による資金調達、内部留保の充実及びキャッシュ・フローの最適化等を通じて、財務の健全性を維持してまいります。

④市場の変化への対応

デジタル・トランスフォーメーションの推進に伴い、情報セキュリティ対策の不備による企業価値の毀損リスクが広く認知され、情報セキュリティ対策の強化は企業活動における不可欠な要件として定着しております。また、業務システムのクラウド化やクラウドサービス（SaaS）の利用の加速により、従来の境界型セキュリティからゼロトラストセキュリティへの移行が進み、「SSE」や「SASE」といった新たなセキュリティソリューションの導入が拡大しております。

加えて、国際情勢の不安定化や円安・インフレ傾向といった経済環境の変化も、企業の設備投資や情報セキュリティ関連投資に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、こうした市場の変化に対応できるよう、製品の内容及び提供方法を柔軟に適応させることが重要だと認識し、ニーズに応じた製品開発や販売体制・販売経路の構築に注力してまいります。

⑤ブランディング

IT 製品及びサービスの普及とサイバー犯罪の増加に伴い、本人認証は IT ネットワーク社会におけるインフラとして重要性を増しております。

認証セキュリティ製品はその性質上、被害を未然に防ぐことで効果を発揮するため、顧客が直接その効果を実感する機会が少なく、また導入実績も開示されにくい傾向にあります。そのため、製品選定においては開発・提供企業の信用力が重視される傾向にあります。

こうした背景のもと、当社製品の拡販には、当社と製品の信頼性を高めるとともに、認知度向上のための積極的なブランディング活動に取り組む必要があると認識しております。

当社の主力である「PassLogic」をはじめとする B to B 製品の展開において従来有効である展示会やセミナー等を中心としたプロモーションに加え、多様化する顧客接点に対応するため、SNS や Web メディア等を活用した新たな情報発信手法の開拓を進め、多角的な営業・マーケティング体制の構築に取り組んでまいります。

⑥海外展開

当社は、社内の技術者による純国産技術の認証システムを開発・提供し、主に国内企業向けに事業を展開しております。

一方で、インターネットを通じたサービスの提供が国境を越えることは一般的となり、製品導入に際して企業の国籍が障壁となる傾向は薄れてきております。

また、IT セキュリティ市場のグローバル化が進み、海外企業の技術が業界標準となる可能性も排除することはできません。

こうした環境変化を見据え、当社としても将来の海外展開を視野に入れ、人材確保や研究開発に継続して取り組んでまいります。

（６）財産及び損益の状況

	第 24 期	第 25 期	第 26 期	第 27 期 (当期)
売上高 (千円)	354,915	358,502	338,614	306,273
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	58,512	19,029	△22,890	△94,885
当期純利益 (千円)	57,526	62,428	33,554	68,624
1 株当たり当期純利益 (円)	28 円 77 銭	31 円 23 銭	16 円 81 銭	34 円 48 銭
総資産 (千円)	723,183	819,379	757,477	716,083
純資産 (千円)	462,092	547,197	483,164	496,128
1 株当たり純資産 (円)	231 円 12 銭	273 円 85 銭	242 円 77 銭	249 円 29 銭

（７）重要な親会社及び子会社の状況

当社には親会社等はありません。重要な子会社等也没有ありません。

（８）主要な事業内容（2026 年 6 月 30 日現在）

当社はセキュリティソフトウェアの開発・提供を主たる事業としております。

（９）主要な事業所等（2026 年 6 月 30 日現在）

本 社 東京都千代田区神田神保町一丁目 6 番地 1

（10）従業員の状況（2026 年 6 月 30 日現在）

従業員数（名）	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
33 (19)	△ 2	44.4	6.3

（注）従業員数欄の（ ）外数は、臨時従業員（アルバイト・パートタイマー）であり、最近 1 年間の平均雇用人員を記載しております。

(11) 主要な借入先の状況 (2026 年 6 月 30 日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	58,081 千円

(12) その他会社の現況に関する重要な事項 (2026 年 6 月 30 日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2026 年 6 月 30 日現在)

(1) 発行可能株式総数 8,000,000 株

(2) 発行済株式の総数 2,000,000 株 (自己株式の 9,800 株を含む)

(3) 株主数 23 名

(4) 大株主 (上位 10 名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
小川 秀治	1,321,800	66.42
小川 美樹子	200,000	10.05
小川 遥香	180,000	9.04
小川 穂波	180,000	9.04
石井 裕一郎	43,000	2.16
橋詰 寿美子	18,000	0.90
光野 元彦	8,400	0.42
小室 秀夫	8,000	0.40
千田 徹	6,400	0.32
吉田 恵子	6,400	0.32
松本 久美子	6,400	0.32

(注) 上記の持株比率は自己株式 9,800 株を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小川 秀治	
取 締 役	光野 元彦	
取 締 役	鈴木 健夫	
取 締 役	石井 裕一郎	芦田・木村国際特許事務所 所属
取 締 役 (監査等委員)	荒井 透	
取 締 役 (監査等委員)	泉 多枝子	
取 締 役 (監査等委員)	金澤 嘉明	東京八丁堀法律事務所パートナー

(注) 1. 石井裕一郎氏、泉多枝子氏及び金澤嘉明氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、泉多枝子氏及び金澤嘉明氏は監査等委員である社外取締役であります。

2. 当社は、常勤の監査等委員を選定しておりません。これは、当社事業および社内事情に精通した監査等

委員をはじめ、各監査等委員が内部監査担当および会計監査人と定期的に緊密な連携を図り、取締役会その他の重要会議への出席や重要書類の閲覧等を通じて、十分な監査の実効性を確保できる体制が整っているためであります。

（２）責任限定契約の内容の概要

当社定款に基づき、当社が社外取締役石井裕一郎氏、泉多枝子氏及び金澤嘉明氏、並びに監査等委員である取締役荒井透氏と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役及び当該監査等委員である取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

（３）当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役 (監査等委員及び社外取締 役を除く)	8,400	8,400	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く)	600	600	—	—	1
取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く)	1,800	1,800	—	—	1
社外役員	6,300	6,300	—	—	5

- (注) 1. 上記の取締役の支給額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当社は、2025 年 9 月 29 日開催の第 26 回定時株主総会決議により、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。
3. 2025 年 9 月 29 日開催の第 26 回定時株主総会終結の時をもって、吉田恵子氏は社外取締役を、龍神嘉彦氏は社外監査役を退任いたしました。また、荒井透氏は監査役を退任のうえ監査等委員である取締役に、金澤嘉明氏は社外取締役を退任のうえ監査等委員である社外取締役に、泉多枝子氏は社外監査役を退任のうえ監査等委員である社外取締役にそれぞれ就任いたしました。したがって、上記人数及び報酬等の額には、当事業年度中に在任した者の全員を含んでおります。
4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2025 年 9 月 29 日開催の第 26 回定時株主総会において、年額 100 百万円以内（ただし使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は 4 名（うち社外取締役 1 名）です。
5. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2025 年 9 月 29 日開催の第 26 回定時株主総会において、年額 20 百万円以内（ただし使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は 3 名（うち社外取締役 2 名）です。
6. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に関する決定方針につきましては、2025 年 9 月 29 日開催の取締役会において決議しております。その概要は、持続的な企業価値向上へのインセンティブとして機能するよう、役位、職責および貢献度等を勘案した適正な水準とすることを基本とし、当事業年度においては全額を金銭報酬（基本報酬）として、株主総会で承認された報酬総額の範囲にて、各取締役の職責や業績への貢献度等を総合的に勘案のうえ決定することとしております。個人別の報酬額につきましては、代表取締役小川秀治が策定した原案に基づき、取締役会において決定しております。なお、監査等委員である取締役の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定しております。
7. 当事業年度における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容につきましては、取締役会において、報酬の決定方針および決議手続きに従い、当社全体の業績や個人の貢献度等を総合的に勘案して適正に決定されていることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

（４）社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

いずれの社外役員においても、「（１）取締役の氏名等」に記載の重要な兼職先と当社との間に特別な利害関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	石井 裕一郎	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、弁理士としての知識と経験に基づき適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	泉 多枝子	2025年9月29日開催の第26回定時株主総会終結時まで社外監査役として、同日以降は監査等委員である社外取締役として、当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、移行前に開催された監査役会3回のうち3回、および移行後に開催された監査等委員会10回のうち10回に出席し、公認会計士としての知識と経験に基づき適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	金澤 嘉明	2025年9月29日開催の第26回定時株主総会終結時まで社外取締役として、同日以降は監査等委員である社外取締役として、当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、および移行後に開催された監査等委員会10回のうち10回に出席し、弁護士としての知識と経験に基づき適宜発言を行っております。
(退任) 社外取締役	吉田 恵子	2025年9月29日開催の第26回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。それまでに開催された取締役会5回のうち5回に出席し、公認会計士及び税理士としての知識と経験に基づき適宜発言を行っております。
(退任) 社外監査役	龍神 嘉彦	2025年9月29日開催の第26回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。それまでに開催された取締役会5回のうち5回、および監査役会3回のうち3回に出席し、弁理士及びニューヨーク州弁護士としての知識と経験に基づき適宜発言を行っております。

(注) 取締役会の開催回数には、会社法第370条及び当社定款の規定に基づく書面決議3回を含んでおります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 Mooreみらい監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	9,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	9,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切か否かについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解

任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、2025年9月29日に開催された取締役会で「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議しており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの整備・運用を行っています。その概要は、以下のとおりであります。

①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、法令、定款等の遵守があらゆる企業活動の前提であるとの認識に立ち、当社の役員及び使用人がコンプライアンスに適った企業活動を実践するために「企業倫理規程」並びに「コンプライアンス規程」の遵守徹底を図る。コンプライアンスを統括する機関として取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」及び「リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンスの推進及び徹底を図る。
- (2) 当社の役職員等は、当社役職員等による業務上の不正行為を認知した場合、職制を通じて速やかに事実の報告を行う。当社は、報告者が一切の不利益を受けないことを保証し、通常の報告経路以外に「内部通報制度」を設け、研修などを通じて、その設置趣旨及び運用の徹底を図る。
- (3) 内部監査担当は、その機能を強化し、内部統制システムの運用状況及びそれが有効に機能していることを定期的な社内モニタリングにより確認し、必要な場合には業務改善の指摘を行う。
- (4) 当社は、財務報告の信頼性確保のため、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを評価し、必要な場合には是正を行うと共に、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保する。
- (5) 当社は、環境や組織の変化に対応した統制活動の改善を行い、内部統制システムの整備状況については、取締役会に定期的に報告する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- (1) 当社は業務上取り扱う情報について、「機密情報管理規程」に基づき、厳格かつ適切に保存・管理する体制を整備し運用する。
- (2) 個人情報については、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳格かつ適切に保存・管理する。
- (3) 取締役の職務執行に係る情報については、適用ある法令及び「文書管理規程」に基づき適正に作成、保存・管理する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスクマネジメントを重視した経営を行う上で、リスクマネジメントの基本的事項を定め、効率的な業務運営を行うため「リスク管理規程」を制定し、主要リスクの認識、リスクの種類に応じた管理を行い、予防的に可能な対策をできる限り施すことを基本とする。
- (2) 当社は、「リスク管理委員会」において、各種リスク管理の方針等に関する審議等を行い、重要な事項がある場合は取締役会において報告を行う。
- (3) 当社は、重大な事故、災害の発生など、緊急事態が発生した場合の管理体制を定めた「危機管理規程」に則り、管理及び対策を行う。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務執行については、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」「取締役会規程」において、それぞれの責任者及びその責任、権限、執行手続について定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備する。
- (2) 取締役会は「取締役会規程」に則り、経営上の重要事項について協議・報告を行うとともに、監査等委員である取締役が取締役会における議決権行使等を通じて取締役の職務執行を監督し、適正かつ効率的な経営体制を維持する。また、経営上の重要課題に迅速に対応するため、

常勤の役員は必要に応じてミーティングを行い、重要事項に関して情報交換等を行う。

- (3) 当社は、取締役及び従業員が共有する全社目標として、経営方針に基づいた経営計画を策定する。
 - (4) 情報システムにより、適法、適正かつ迅速な財務報告を実現することに加え、効率的に内部統制を進める手段として活用する。
 - (5) 組織ごとに業務分掌を定め、個人の役割を明確にし、職務遂行のための公正な人事制度を運用する。
 - (6) 各部門は、業務執行プロセスの効率改善を上記の目標におりこみ、実行するとともに、内部監査担当が各部門の業務執行プロセスを監査し、監査結果を被監査部門に還元し、その改善を行う。
 - (7) 監査等委員会は、「監査等委員会規程」等に基づき、取締役の職務執行の適正性並びに効率性について監査及び監督を行う。
- ⑤監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 監査等委員がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査等委員会と協議の上、監査等委員会を補助すべき使用人を置くものとする。
 - (2) 当該使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び指示の実効性を確保する。
- ⑥取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- (1) 監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要会議への出席をはじめとして、監査等委員が必要と判断した会議に出席できる。
 - (2) 監査等委員は、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧できるとともに、監査等委員が必要と判断した場合、取締役及び従業員に該当書類の提示や説明を求めることができる。
 - (3) 取締役及び使用人が異常を発見した場合は、監査等委員会に通報する。
 - (4) 取締役及び使用人からの監査等委員会への通報については、通報内容を秘密として保持するとともに、当該通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。
- ⑦監査等委員の職務の執行について生ずる費用について、会社から前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 監査等委員は、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払又は償還を受けることができる。
 - (2) 監査等委員は、必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合、「監査等委員会基準」等に定めるところにより、当該費用を会社に請求することができる。
- ⑧その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 代表取締役は、定期的に監査等委員と意見交換を行う。
 - (2) 監査等委員会は、内部監査担当及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら、監査の実効性確保を図る。
 - (3) 監査等委員会は、監査の実施にあたり必要と認める時は、自らの判断で、弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用することができる。
- ⑨反社会的勢力排除に向けた体制
- (1) 当社は「反社会的勢力対応規程」、「反社会的勢力対応マニュアル」に基づき、反社会的勢力による不当要求行為に対し毅然とした態度で対応し、取引その他一切の関係を持たない体制を整備することに努める。
 - (2) 警察や関係機関並びに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、引き続き反社会的勢力を排除するための整備を推進する。

（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①内部統制システム全般

当社は内部統制システム全般の整備・運用を当社の監査等委員及び内部監査担当がモニタリングし、改善を進めております。監査等委員会による監査計画や内部監査担当による内部監査計画に基づき、当社の業務の適正性、法令遵守状況並びにリスク管理に関する業務監査、財務報告に係る会計監査等を行っております。

②コンプライアンス体制

当社は法令、定款及び社会倫理の遵守を徹底するための規範である「企業倫理規程」並びに「コンプライアンス規程」を制定しており、これを全社閲覧媒体における掲示等、当社取締役及び使用人に対する継続的な周知を行っております。

一方で、当社では全社のコンプライアンス体制の整備及び改善を目的とした、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置しており、それぞれ四半期毎に会議を開催しております。当会議で討議された内容は、必要に応じ関係各所へ周知され、全社的なコンプライアンスへの意識向上を図っております。

③取締役会の主な運用状況

取締役会の規程に基づいて、定時取締役会は毎月１回以上開催することとしており、当事業年度においては12回、及び臨時取締役会を必要に応じて随時、当該事業年度においては５回（うち３回は書面決議）開催しており、取締役の職務の執行状況、内部統制システムの運用状況、経営リスク等の審議をしております。

以 上

貸借対照表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	254,007	流 動 負 債	156,639
現 金 及 び 預 金	74,639	1年内返済予定の長期借入金	11,436
売 掛 金	22,296	未 払 金	6,578
前 払 費 用	13,408	未 払 費 用	5,770
預 け 金	135,173	未 払 法 人 税 等	23,820
そ の 他	8,488	前 受 収 益	77,290
固 定 資 産	462,076	そ の 他	31,742
有 形 固 定 資 産	125,104	固 定 負 債	63,315
建 物	81,093	長 期 借 入 金	46,645
構 築 物	26,574	長 期 前 受 収 益	16,670
工 具 器 具 備 品	1,477		
土 地	22,471	負 債 合 計	219,955
減 価 償 却 累 計 額	△6,512	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	103,802	株 主 資 本	487,419
ソ フ ト ウ エ ア	93,042	資 本 金	100,000
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	10,760	利 益 剰 余 金	389,046
投 資 そ の 他 の 資 産	233,169	利 益 準 備 金	25,000
投 資 有 価 証 券	220,070	そ の 他 利 益 剰 余 金	364,046
差 入 保 証 金	10,336	繰 越 利 益 剰 余 金	364,046
長 期 前 払 費 用	660	自 己 株 式	△1,627
繰 延 税 金 資 産	2,102	評 価 ・ 換 算 差 額 等	8,709
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	8,709
資 産 合 計	716,083	純 資 産 合 計	496,128
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	716,083

損 益 計 算 書

(2025年7月1日から2026年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		306,273
売 上 原 価		140,139
売 上 総 利 益		166,133
販売費及び一般管理費		270,670
営 業 損 失		△104,537
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	98	
受 取 配 当 金	10,965	
そ の 他	199	11,263
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,466	
支 払 保 証 料	145	
そ の 他	0	1,611
経 常 損 失		△94,885
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	190,565	190,565
税 引 前 当 期 純 利 益		95,679
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	27,476	
法 人 税 等 調 整 額	△420	27,055
当 期 純 利 益		68,624

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
(2025年7月1日から2026年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			自己 株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		利益 準備金	その他利 益剰余金	利益剰余 金合計					
			繰越利益 剰余金						
当期首残高	100,000	25,000	311,344	336,344	△1,627	434,716	48,448	48,448	483,164
当期変動額									
剰余金の配当			△15,921	△15,921		△15,921			△15,921
当期純利益			68,624	68,624		68,624			68,624
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）							△39,738	△39,738	△39,738
当期変動額合計	—	—	52,702	52,702	—	52,702	△39,738	△39,738	12,964
当期末残高	100,000	25,000	364,046	389,046	△1,627	487,419	8,709	8,709	496,128

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算出）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6～24年
構築物	5～30年
工具器具備品	4～6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用）	5年
ソフトウェア（市場販売目的）	3年

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、貸倒実績がなく、また貸倒懸念債権等もないため、当事業年度においては、貸倒引当金を計上していません。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

PassLogicのパッケージソフトウェア販売等については、顧客が当該製品等に対する支配を獲得し、履行義務が引き渡し時等に充足されるので、「一時点で認識する収益」としています。

また、PassLogicの利用ライセンス及び保守サポートの提供等については、顧客との契約に基づくサービス提供期間にしたがって履行義務が充足されるので、「一定期間にわたって認識する収益」としています。

(重要な会計上の見積り)

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
有形固定資産	125,104
無形固定資産	103,802

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は管理会計上の区分を基礎として資産をグルーピングしております。資産グループにおいて減

損の兆候がある場合は、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回るか否かを検討し、下回る場合には、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

当事業年度において減損の兆候が認められる資産グループにつきましては、取締役会にて承認された事業計画を基礎として見積もった割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回っているため、減損損失を計上しておりません。

しかしながら、市場環境の変化等により事業計画で想定した将来キャッシュ・フローが減少した場合には、翌年度以降の計算書類において減損損失が発生する可能性があります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数

普通株式	2,000,000 株
------	-------------

2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	9,800 株
------	---------

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2025 年 9 月 29 日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	15,921 千円
1 株当たり配当額	8 円 00 銭
基準日	2025 年 6 月 30 日
効力発生日	2025 年 9 月 30 日

4. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2026 年 9 月 29 日開催の定時株主総会において、次のとおり付議する予定であります。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	33,833 千円
配当金の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	17 円 00 銭
基準日	2026 年 6 月 30 日
効力発生日	2026 年 9 月 30 日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	2,615 千円
未払賞与	292 千円
未払賞与に係る社会保険料	45 "
資産除去債務	3,366 "
その他	562 "
繰延税金資産合計	6,881 千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△4,779 "
繰延税金負債合計	△4,779 "
繰延税金資産の純額	2,102 千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、一時的な余資は短期的な預金等で運用し、一部の余剰資金について効率的な運用を図ることを目的として、投資有価証券への投資を行っております。また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続に従い、債権回収の状況について定期的にモニタリングを行い、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当事業年度（2026年6月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券			
其他有価証券	220,070	220,070	—
差入保証金	10,336	10,276	△60
資産計	230,406	230,346	△60
長期借入金	46,645	45,292	△1,352
負債計	46,645	45,292	△1,352

(注) 「現金及び預金」、「売掛金」、「預け金」、「1年内返済予定の長期借入金」及び「未払金」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した

時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（2026年6月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	220,070	—	—	220,070
資産計	220,070	—	—	220,070

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2026年6月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	10,276	—	10,276
資産計	—	10,276	—	10,276
長期借入金	—	45,292	—	45,292
負債計	—	45,292	—	45,292

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

償還予定時期を見積り、その将来のキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元金金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- 1 株当たり純資産 249 円 29 銭
- 1 株当たり当期純利益 34 円 48 銭

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

一定期間にわたって認識する収益	284,781 千円
一時点で認識する収益	21,491 "
顧客との契約から生じる収益合計	306,273 "
その他の収益	— "
外部顧客への売上高	306,273 千円

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記） 4. 収益及び費用の計上基準」をご参照ください

い。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	30,341
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	22,296
契約負債（期首残高）	105,430
契約負債（期末残高）	93,960

契約負債は、支配が顧客に移転する前に顧客から受領した対価であり、主に、請負契約及び保守サポート契約における顧客からの前受収益等を、貸借対照表の「前受収益」及び「長期前受収益」として表示しています。過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当事業年度に認識した収益の額は73,348千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	77,290
1年超	16,670
合計	93,960

(重要な後発事象)

1. 投資有価証券の売却

当社は、2026年7月に、保有する投資有価証券を売却いたしました。

当売却によって発生した投資有価証券売却益は特別利益に、投資有価証券売却損は特別損失に、それぞれ2027年6月期第1四半期会計期間において計上いたします。

(1) 売却理由

当社の資金運用関連規程に基づき、保有資産の有効活用及び経営資源の最適化を図るため。

(2) 売却時期

2026年7月

(3) 売却資産

当社が保有する上場有価証券2銘柄

(4) 売却損益

投資有価証券売却益（特別利益）	18,919千円（1銘柄）
投資有価証券売却損（特別損失）	6,326千円（1銘柄）
差引影響額（純額）	12,592千円（利益）

以 上

独立監査人の監査報告書

2026 年 9 月 3 日

パスロジ株式会社
監査等委員会 御中

Moore みらい監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 馬 渕 貴弘
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 宇田川 和彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、パスロジ株式会社の 2025 年 7 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日までの第 27 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程

において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、

入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査等委員が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

なお、当社は2025年9月29日開催の第26回定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。これに伴い、当該移行前の期間における監査につきましては、当時の監査役及び監査役会が実施した監査の結果を引き継いでおります。

1. 監査等委員会及び監査等委員の監査の方法及びその内容

(1) 監査等委員会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査等委員から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査等委員は、監査等委員会が定めた監査等委員監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査責任者、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第110条の4第1項及び第2項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討

いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人Mooreみらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年9月4日

パスロジ株式会社 監査等委員会

監査等委員 荒井 透

監査等委員（社外） 泉 多枝子

監査等委員（社外） 金澤 嘉明

以上